

企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧(国税関係)

最終整理(抜粋)

II 対象手続の考え方及び対象手続案

1 対象手続の考え方

○オンライン・ワンストップ化における対象となる手続については、以下の3つを満たすものを選定し、決定する。

①社会保険(年金保険、健康保険及び雇用保険)及び税務に関する手続(注1)

②従業員のライフイベント(注2)に伴い必要となる手続

③根拠法令において、企業が手続主体として定められている手続、又は従業員等個人が企業を経由して行うこととされている手続

(注1)採用・退職等において、同一行政機関等に対して行うこととなっている社会保険以外の一部手続を含む。

(注2)例えば、採用・退職(死亡退職を含む)・出産・育児・介護・氏名変更・住所変更が該当する。

2 対象手続案

○上記の考え方に基づき、対象手続について関係省庁と協議の上、「オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧」の通り整理した。

オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧(国税関係 9手続)

採用時	・給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	・青色事業専従者給与に関する届出書
	・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	・事前確定届出給与に関する届出書
退職時	・退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)	・事業廃止届出書
	・退職手当金等受給者別支払調書(及び同合計表)	・個人事業の開業・廃業等届出書(所得税)
	・給与所得の源泉徴収票(同合計表)	※一覧に記載されているもののほか、 電子申告・納税等開始届出(変更)等届出書も対象

(参考)地方税関係 6手続

・特別徴収切替届出書	・特別徴収票
・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	・給与支払報告書
・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	・退職所得等の分離課税に係る納入申告書

(注)「最終整理」とは「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。

電子申告(e-Tax)の普及促進に向けた取組

国税庁作成

現状

- 法人税申告におけるe-Tax利用率は、80%となっている(平成29年度)。
- 2020年4月1日以後開始する事業年度から大法人の法人税等の電子申告が義務化。それに併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備(注1)を進めている。
- 大法人については「e-Tax利用率100%」、中小法人については「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」・「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標達成(注2)に向け、環境整備策(注1)の積極的な周知・広報や個別勧奨等を実施している。

(注1) 提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンスオンリー化)等を行うこととしており、これらの環境整備策については全ての法人が利用可能。

(注2) 財務省「行政手続コスト」削減のための基本計画(2017年6月策定、2018年3月改定)で定める削減方策。

課題

- 大法人については、電子申告義務化の円滑な導入。
- 中小法人については、「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標の達成。

⇒ **中小法人の更なる利用率向上のための方策を講ずる必要。**

今後の取組

引き続き実施する方策

大法人

・個別勧奨等に加え、関連法人等を含めた一体的勧奨を実施。

中小法人

・法人納税者の税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、引き続き、効果的かつ効果的な利用勧奨を実施。

※ 法人全体の税理士関与割合:約90%

中小法人に対して新たに実施する方策

税理士非関与法人への対応

・関係府省や中小企業団体と連携し、「中小事業者等の少額減価償却資産の取得の特例」等の税制上の特例措置の周知等と一体的にe-Taxの利用勧奨を実施。

デジタル手続法案の制定に伴う税制上の対応（案）

デジタル手続法案の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

①行政のデジタル化に関する基本原則及び②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるもの。

※公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(注) デジタル手続法案とは、行政手続オンライン化法等の一部改正法であり、この行政手続オンライン化法については、同法案により法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更することとされている。

①情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- (1)デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- (2)ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- (3)コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項（主なもの）

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）**

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、法令上省略可能とする規定を整備**
（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

税制上の対応

平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）（抄）六 納税環境整備5 その他（国 税）

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（仮称）（注：デジタル手続法）の制定を前提に、**同法の趣旨を踏まえ、税務手続のオンライン化を推進するほか所要の整備を行う。**

- 税務手続についてもデジタル手続法案による改正後のデジタル行政推進法が適用されるため、オンライン実施の原則化及び添付書類の撤廃等が実施されることとなる。また、同法の趣旨を踏まえて、オンライン化を推進していく必要。

(参考) デジタル手続法案の制定に伴う税法の規定の整備について（同法案の附則により手当て）

- ① 行政手続オンライン化法の名称変更に伴い、同法を引用している規定の整備（所得税法ほか9法令）
- ② デジタル手続法案による改正後のデジタル行政推進法に「個別法に電子による手続の規定（例えば、法人税法、消費税法に定める大法人の電子申告義務規定）が置かれているものはデジタル行政推進法の適用を除外する規定」が新設されることに伴い、これまで各税法に規定されていた行政手続オンライン化法との調整規定を削除（法人税法ほか2法令）

行政機関間のデータ連携拡大(今後の取組)

国税庁作成

現状

- 行政機関間のデータ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要があることから、これまでも情報提出の重複の削減(ワンスオンリー化)に取り組んできたところ。

～これまでの取組～

- 住宅ローン控除等の所得税申告手続(3手続)における住民票の写しの添付を不要化。【平成29年1月実施】
- 法人納税者の開廃業に係る手続(21手続)における登記事項証明書(商業)の添付を不要化。【平成29年4月実施】
- 所得税申告手続(確定申告書及び修正申告書)における給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票等の添付を不要化。【平成31年4月実施】
- 連結納税の承認申請手続きにおける関係書類の提出の一元化。【平成31年4月実施】

課題

- 各行政機関のシステム構築が前提となっており、一方の行政機関のシステム対応のみではデータ連携の拡充が困難な場合がある。

今後の具体的な取組

～実施予定の取組～

- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。【総務省と連携して平成32(2020)年3月実施予定】
- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。【総務省と連携して平成32(2020)年4月実施予定】

～実施に向け検討中の取組～

- 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。
- 法務省が平成32(2020)年度に構築予定の登記情報を提供する仕組みを活用することにより、法人納税者の開廃業時以外の手続についても、登記事項証明書(商業)の添付の不要化に向けて検討。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、行政機関間の情報連携等で記載事項の確認を行うことにより、上記以外の添付書類についても、添付の不要化に向けた検討を推進。

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

国税庁作成

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:平成29年度実績)



*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に赴くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ **2025年度までにキャッシュレス納付比率4割程度**を目指す



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ

既存の納付手段の改善

- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化に係る政府の方針

未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第2 具体的施策

I. Society 5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[3]「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現(行政からの生産性革命)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 旗艦プロジェクトの推進

② 法人向けワンストップサービスの実現

・ 企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成32年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向け取り組む。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

II. ITを活用した社会システムの抜本改革

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行

(1) 行政サービスの100%デジタル化

② 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるように取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンズオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。